杉野社会保険労務士事務所通信
Sugino Labor and Social Security Attorney Office Letter
〒343-0033　埼玉県越谷市恩間 645-12
電話:048-978-3964　　Fax:048-978-3716
https://office-sugino.net　　E-mail:sugino@office-sugino.net
2022 年
7 月号
July

リモート採用、7 割が導入～日本マンパワー調査から

スマホや PC の性能、通信回線の高速化は実現していますがトラブルも発生します。事前のしっかりした準備が必要でしょう。

マンパワーグループが行った企業の人事担当者を対象とした「リモート採用の導入・実施状況」調査（2022 年 1 月実施）の結果によると、リモート採用を行っている企業は約 7 割となっています。

リモート採用では、企業説明会、採用面接、内定者フォロー、適性検査などが行われています。

◆リモート面接は中小企業でも

同調査は、企業規模別の結果は出ていないようですが、会社説明会のような大規模なものでなくても、最終面接以外の面接にはリモートを活用しているという企業は多いようです。遠方からの応募が増えるといった効果もありますので、中小企業でも導入は増えつつあるようです。

◆やはり最終面接は直接面接

コロナ禍の初期には、最終面接までリモートで行うといった企業が多かったようです。しかし、コロナ禍が落ち着き始め、マスク着用の緩和等の話題も出てきており、今後は対面での面接が増えるものと思われます。

同調査でも、「最終面接以外の面接」はリモートで行っているという企業が 84.3%ありました。やはりリモートだけでは、応募者の実際の人柄はつかみにくいようです。

◆気を付けたいこと

リモート面接をする側として気を付けたいことは、面接者にしてほしくないこととほぼ同じです。

〇緊張感がない。パソコンの操作等をして集中していない。

〇表情や声などニュアンスが伝わらない。声が小さくて聞こえない。

〇使用する機器や回線速度のせいで接続が不安定になる。

などでしょう。面接の手際の悪さなどはリモートでする、しない以前の話ですから、面接する側もしっかりと予行演習をしておきましょう。

【マンパワーグループ「リモート採用の導入・実施状況」調査】
https://www.manpowergroup.jp/client/jinji/surveydata/20220516.html

自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」の新規受付開始

自動車運転者不足は今後、ますます深刻になってくるでしょう。人材の確保は重要な課題になりつつあるようです。

国土交通省は6月8日、自動車運送事業者による職場環境の改善努力を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」の新規受付を9月16日から11月15日まで受け付けると発表しました。

この制度は令和2年8月から国土交通省と厚生労働省の連携により始まったものです。正式名称を「運転者職場環境良好度認証制度」といい、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として創設されました。

その目的は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」 することで、求職者のイメージ刷新を図り、求職者の運転者への就職を促進することです。

◆認証マークの種類

一つ星、二つ星、三ツ星の3種類があります。初回は一ツ星に挑戦することができ、取得すれば次は二ツ星、最後に三ツ星といった順番で取得できます。三ツ星を獲得した事業者の方がより厳しい基準をクリアしていることになりますので、自社の労働環境の良さを外部にアピールすることが可能です。

なお、9月16日から11月15日まで受け付けるのは一つ星の新規受付であり、2020 年度に一つ星を取得した事業者の申請は12月に受付を開始します。

◆認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者

◆申請受付、審査、認証等の実施機関

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会

◆審査要件

法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成 の5分野について基本的な取組要件を満たすこと。

◆料金

審査料：5万円（税別）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引

登録料： 6万円（税別）／1申請あたり

【一般財団法人日本海事協会「自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」」】

https://www.untenshashokuba.jp/

厚生労働省「令和３年の労働組合活動等に関する実態調査」の概要

労働組合の役割はあまり変化していないように思います。そもそも多くの非正規雇用者は組合員資格がないのです。

◆労働組合を取り巻く環境の変化と調査の概要

厚労省は、労働組合の組織および活動の実態等を明らかにするため、毎年調査を行い、その結果を公表しています。

今回は、令和３年６月 30 日現在の状況等について公表された内容（民営事業所における労働組合 30 人以上の労働組合で一定の方法により抽出した 5,083 労働組合のうち 3,319 労働組合の回答）のポイントを紹介します。

◆調査結果のポイント

【労使関係についての認識】

労使関係が「安定的」と認識している労働組合は 92.9%で、前年よりも３%上がっている。企業規模が大きいほど、安定している認識が強い。

【労働組合員数の変化に関する状況】

３年前（平成 30 年６月）と比べると、「増加した」31.4%、「変わらない」25.8%、「減少した」42.7%と、減少傾向にある。業種別では、「減少した」と答えたのは「複合サービス業」が最も多く（65.3%）、次いで電気・ガス・熱供給・水道業も多い（64.0%）。

【正社員以外の労働者に関する状況】

正社員以外で「組合加入資格がある」のは、「パートタイム労働者」（37.3%）、「有期契約労働者」41.5%、「嘱託労働者」39.6%で、前年と比べてそれほど大きな変化は見られない。そもそも半数以上の事業所で、正社員以外には「組合加入資格がない」と回答している。

【労働組合活動の重点事項】

労働組合活動において、これまで重点をおいてきた事項としては、「賃金・賞与・一時金」（90.8%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日･休暇」（76.9%）、「組合員の雇用の維持」41.6%などとなっている。

また、今後重点をおく事項についても、同じ項目があげられている。

【労働組合費に関する状況】

１人平均月間組合費は、3,736 円（平成 30 年調査 3,707 円）。企業規模が大きくなるほど組合費は高くなる傾向がある。１人平均月間組合費階級別にみると、「4,000 円以上 5,000 円未満」（20. 0%）が最も高かった。

【厚生労働省「令和３年労働組合活動等に関する実態調査の概況」】
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/18-r03gaiyou06.pdf

ＩＬＯ「強制労働廃止条約」批准を国会が承認

当たり前の条約なので、なんで日本では国会承認されなかったのか不思議なくらいですが、世界ではそうでもないようです。

◆「強制労働の廃止に関する条約（第105号）」批准を参議院本会で承認

「強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結について承認を求める件」が令和４年６月８日、参議院本会議において全会一致で承認されました。政府は今後、ＩＬＯ事務局長に批准書を寄託、その後に条約批准の効力が発生します。

◆「強制労働の廃止に関する条約」とは？

1957年6月25日に採択された条約（条約発効日は1959年1月17日）で、強制労働について定めています。

「この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。

a．政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁

b．経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法

c．労働規律の手段

d．ストライキに参加したことに対する制裁

e．人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

この条約を批准する国はまた、前記のような強制労働を即刻かつ完全に廃止するために必要な効果的な措置をとることを約束する。」

◆ＩＬＯの８つの国際的労働基準と日本の批准状況

ＩＬＯが定める国際労働基準（中核的労働基準４分野・８条約）は、以下の通りです。日本はこれから105号を批准することになるので、111 号のみ未批准となります。

①　結社の自由・団体交渉権の承認

…結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号）

…団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）

②　強制労働の禁止

…強制労働に関する条約（29号）

…強制労働の廃止に関する条約（105号）

③　児童労働の禁止

…就業の最低年齢に関する条約（138号）

…最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号）

④　差別の撤廃

…同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号）

…雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）

Internet Explorer のサポート終了で注意しておきたいこと

Internet Explorer のサポートが終了になりました。社保電子申請の確認通知書等を表示する標準ソフトではなくなります。

◆2022 年 6 月 16 日にサポート終了

インターネットブラウザの Internet Explorer（以下、「IE」といいます）のサポートが、6月 16 日に終了します。

独立行政法人情報処理推進機構によれば、終了後は、マイクロソフト社が定める時点より IE に代わって Microsoft Edge が起動するよう変更され、IE のみで動作するよう作成されたコンテンツを IE で閲覧できなくなります。

◆IE コンテンツがまったく閲覧できなくなる？

サポート終了後も、Microsoft Edge の「IE モード」を利用すれば IE コンテンツを継続して閲覧できますが、こちらも 2029 年にサポート終了予定とされていることから、他のブラウザへの移行が必要です。

自社のセキュリティ方針などにより、インターネット利用に際してブラウザが決められていたり、「IE モード」を利用できないよう設定されたりしている場合は、他のブラウザや「IE モード」を利用できるようにする設定の変更が必要です。

◆自社が提供する IE コンテンツの対応は？

また、社内サイトや顧客向けの Web サイトで IE コンテンツを提供している場合、Web 標準仕様に準拠して改修し、IE 以外のブラウザでも閲覧可能にする必要があります。サポート終了までに改修が間に合わない場合は、「IE モード」で閲覧するよう案内するとよいでしょう。例えば、日本年金機構では電子申請の決定通知書の閲覧について「IE モード」で閲覧するよう案内しています。

近年、ホームページで自社のサービス案内に加え、コンテンツを充実させて情報発信も行うケースが増えています。IE のサポート終了でこれらが利用できなくなると、サービスダウンとの印象も与えかねませんから、チェックしておくとよいでしょう。

【情報処理推進機構「Microsoft 社 Internet Explorer のサポート終了について」】
https://www.ipa.go.jp/security/announce/ie_eos.html

【「日本年金機構からのお知らせ」令和４年５月号】
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/oshirase/20140627.files/zenkoku202205.pdf

知っていますか？リファレンスチェック

◆リファレンスチェックとは？

リファレンスチェックは採用時のプロセスの一つで、採用企業が求職者の経歴の信ぴょう性を確認する作業を指します。選考過程で求職者本人が示した経歴や実績を、現職や前職の上司等に照会します。これにより、採用後のミスマッチのリスクを下げるものです。

日本では、ミスマッチの影響が大きい中途採用の場面で導入する企業が増えています。やり方は企業によって異なりますが、求職者本人の同意のもと、照会先を紹介してもらい、企業が直接電話や書類で確認することが多いです。

◆面接だけでミスマッチを見抜くのは困難

人事部に所属する全国のビジネスパーソンに対して行われた「リファレンスチェックに関する意識・実態調査（人事担当者編）」（ASHIATO（アシアト）調べ）によると、自社の採用面接時に、活躍する人材を見極めることは難しいと思うか質問したところ、78.3%が「難しいと思う」と回答しました。こうした難しさを補完するのが、リファレンスチェックだといえます。調査では、リファレンスチェック導入企業の75.5%が採用におけるミスマッチ減少を「実感できた」と回答しています。

◆実施のメリットとデメリットを測る

一方で、リファレンスチェックには、手間や費用がかかる、照会先の回答の信ぴょう性が担保できないといった声もあります。リファレンスチェックを実施するかは、そのメリットとデメリットを測り、総合的に判断する必要があるでしょう。管理職や即戦力としての採用など、ミスマッチがあった場合の影響が特に大きいケースから始めていくことも一つのやり方です。

「せっかく採用したのに思うような人材ではなかった。次は絶対ミスマッチを防ぎたい」。こうした思いを抱える企業は、導入を検討してみてはいかがでしょうか。

【ASHIATO（アシアト）「リファレンスチェックに関する意識・実態調査（人事担当者編）」】
https://prnavi.jp/pr/20220517/69450/

７月の労務と税務の手続

10日○健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
○特例による源泉徴収税額の納付＜１月～６月分＞
○労働保険料の納付＜延納第１期分＞
８月１日○所得税予定納税額の納付＜第１期分＞

今月号の内容に関しまして、ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当事務所より一言

今年もはや７月となりました。この２年間の夏は新型コロナウイルスのために散々でしたが、今年の夏はそれとは違うような感じになってきました。すべて以前通りとはいかないでしょうが、適切な感染防止をして、楽しい夏を過ごしましょう。